

鳥取県男女共同参画推進に係る目標達成企業等支援補助金実施要領

第1 趣旨

この要領は、鳥取県男女共同参画推進に係る目標達成企業等支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次の要件を全て満たす企業等とする。

- (1) 第4に規定する目標項目を交付申請年度内に2つ以上達成していること。
- (2) 政治活動及び宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (3) 同一事業で他機関等の補助・助成又は委託を受けていないこと。
- (4) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統治下でないこと。

第3 交付申請前手続き

企業等は男女共同参画推進に係る目標達成実施計画書（様式第1号。以下「実施計画書」という。）を、鳥取県男女協働未来創造本部県民運動課長（以下「県民運動課長」という。）に提出するものとする。

第4 目標項目

- (1) 鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受ける。
- (2) 鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業に登録される。
- (3) 男女間賃金差異及び女性管理職（課長級以上）比率を公表する（従業員数100人以下の企業等に限り）。
- (4) イクボス・ファミボス宣言優良企業表彰を受ける。
- (5) 当年1月1日から12月31日の期間における職員等の年次有給休暇取得率を70%以上とする（前年同期に70%未到達の場合に限る）。
- (6) 男性の職員等に前年10月1日から当年9月30日の間に、1カ月以上の育児休暇を取得させる。
- (7) 管理的職業従事者（係長級以上）に占める女性割合を前年度に比べ、5%以上増加させる（従業員数10人以上の企業等）。
- (8) 多様な働き方の制度（短時間正社員制度、フレックス制、在宅勤務等）を導入し、就業規則等に明記する（既に制度を導入している場合を含む）。
- (9) 県が指定するアンコンシャス・バイアスに関する研修等を、経営者層1名以上が受講する。
- (10) 働きやすさの向上等、男女共同参画推進のモデル事例となりうる取組を実践する（男女協働未来創造本部長が認めるものに限る）。

附 則

この要領は、令和8年5月14日から施行する。

男女共同参画推進に係る目標達成実施計画書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

申請者 住所
団体名
代表者名

鳥取県男女共同参画推進に係る目標達成企業等支援補助金に係る実施計画を、以下のとおり申請します。

1 事業実施主体の概要

実施主体名	
代表者名	
業種	
所在地・連絡先	
担当者職・氏名	

2 達成を計画している目標項目

実施要領第4の目標項目のうち、達成を計画している項目に2つ以上○を記載してください。

- ①鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受ける。
- ②鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業に登録される。
- ③男女間賃金差異及び女性管理職（課長級以上）比率を公表する（従業員数100人以下の企業等に限り）。
- ④イクボス・ファミボス宣言優良企業表彰を受ける。
- ⑤当年1月1日から12月31日の期間における職員等の年次有給休暇取得率を70%以上とする（前年同期に70%未到達の場合に限り）。
- ⑥男性の職員等に前年10月1日から当年9月30日の間に、1カ月以上の育児休暇を取得させる。
- ⑦管理的職業従事者（係長級以上）に占める女性割合を前年度に比べ、5%以上増加させる（従業員数10人以上の企業等）。
- ⑧多様な働き方の制度（短時間正社員制度、フレックス制、在宅勤務等）を導入し、就業規則等に明記する（既に制度を導入している場合を含む）。
- ⑨県が指定するアンコンシャス・バイアスに関する研修等を、経営者層1名以上が受講する。
- ⑩働きやすさの向上等、男女共同参画推進のモデル事例となりうる取組を実践する（男女協働未来創造本部長が認めるものに限る）。

3 目標の達成を予定する時期

令和 年 月 頃